



美しい 県土づくりNEWS

2020年
6月

岩手県 県土整備部
手づくり広報誌第191号
令和2年6月30日発行
編集 県土整備企画室

目次

- 2 河川の水位の画像を閲覧できる箇所を増設しました！！
～県管理河川に簡易型河川監視カメラを設置～
- 3 東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望を実施
- 4 大坊の2工区の道路改良工事が進捗しています！
- 5 小烏瀬川の改良復旧工事が進んでいます！
- 7 砂防堰堤工事が進められています！！
- 9 土砂災害警戒区域等の指定と防災の取組を紹介します！
【第1回】
土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了しました！！
- 10 地域の皆さんと花の定植会を行いました！！
- 11 河川水難防止のお知らせ！！



6月24日から「簡易型河川監視カメラ」 県内114箇所で運用開始！

県では、河川の出水状況を監視するとともに、氾濫の危険性を住民に周知し適切な避難判断を促すため、令和元年度から整備を進めてきた簡易型河川監視カメラについて、6月24日から68河川114箇所で運用を開始しました。これにより148箇所（約4.4倍の増強）で河川の状況を確認することができます。



カメラ設置例



設置状況（小本川ふれあい橋（岩泉町））

河川の水位の画像を閲覧できる箇所を増設しました！！

～県管理河川に簡易型河川監視カメラを設置～

河川課

県では、近年の台風や洪水被害を踏まえ、平成30年3月から、30河川34箇所での河川の状況を確認できる画像の配信を行ってきましたが、今回新たに68河川114箇所に簡易型河川監視カメラを設置し、6月24日から運用を開始しています。

これにより、カメラの設置箇所が大幅に増加し、出水状況を監視し、氾濫の危険性を周知する取組が強化され、県民の皆様の迅速な避難につながることを期待されます。

河川水位の画像は、「岩手県河川情報システム」及び「川の水位情報」のホームページで閲覧することができ、パソコンだけでなく、スマートフォンからも確認することが可能です。直接現場へ出向かずに河川の水位状況を視覚的に把握することができますので、洪水から身を守るための情報収集の一つのツールとしてご活用ください。

河川監視カメラ画像の閲覧方法

(1) 「岩手県河川情報システム」の場合

- ①インターネットから以下のURLにアクセスする。
[\(http://kasen.pref.iwate.jp/\)](http://kasen.pref.iwate.jp/)
- ②カメラ画像を選択する。
- ③閲覧したい地区を選択する。
- ④閲覧したいカメラを選択する。



(2) 「川の水位情報」の場合

- ①下のQRコード又は以下のURLにアクセスする。
[\(https://k.river.go.jp/\)](https://k.river.go.jp/)
- ②地図上でスクロールし、閲覧したい位置を拡大する。
- ③拡大した地図に水位計やカメラのマークが表示されるので、閲覧したいカメラを選択する。
- ④閲覧したいカメラ画像が表示される。



②地図上でスクロール

東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に 当たっての提言・要望を実施

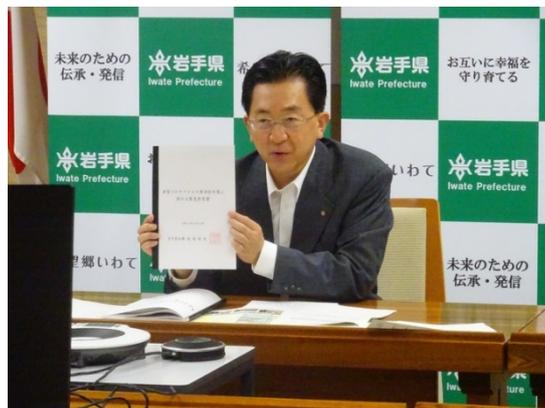
県土整備企画室

6月10日、県は、令和3年度政府予算の概算要求に向け、「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望」を行いました。

県では、平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」において、東日本大震災津波からの復興の柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に、全力で取り組むこととしています。

また、地方創生も、復興と並ぶ本県の喫緊の課題であり、令和2年3月に、「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定し、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4つを柱に、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

こうした本県における復興と地方創生の推進には、復興を支える確実な予算措置や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であることから、ウェブによる面会で、知事から、本県の現状と課題について、関係省庁に丁寧に説明しながら要望活動を行いました。



▲ 知事による令和3年度政府予算に係る提言・要望活動（ウェブによる面会の様子）

【県土整備部関連の主な要望項目】

- 直轄事業の着実な推進
- 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続
- 宮古盛岡横断道路の指定区間編入及び全線高規格化
- 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置
- 被災者の生活再建に対する支援
- 国営追悼・祈念施設の整備の推進
- 平成28年台風第10号災害からの公共土木施設等及び令和元年東日本台風災害に係る土砂災害対策等における確実な予算措置等

※ 要望書の内容は、県ホームページで公開しています。

「岩手県 令和3年度政府予算等に係る提言・要望」で検索できます。

【復興支援道路 一般国道281号 大坊の2工区】

大坊の2工区の道路改良工事が進捗しています！

盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

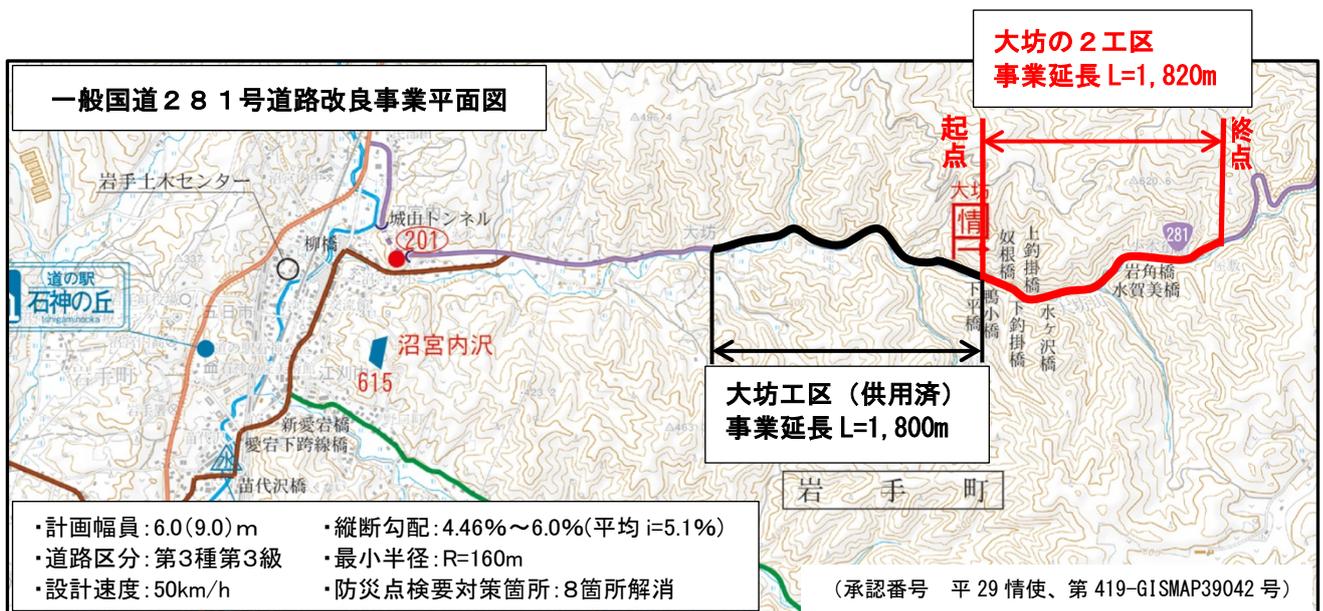
県が「復興支援道路」として、岩手郡岩手町大坊屋敷地内で整備を進めている一般国道281号の道路改良工事は、法面工、護岸工などの道路構造物工事が進んでおり、令和2年度内の供用を目指して、全力で事業を推進しています。



【事業概要】

一般国道281号は、県北地域の沿岸部と内陸部を結ぶ重要な幹線道路です。本路線は、重要港湾久慈港から盛岡市につながる物流路線としての機能や、災害時の緊急輸送道路としての役割を担っており、県では「岩手県東日本大震災津波復興実施計画」において「復興支援道路」に位置付け、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築に向け、着実に整備を進めています。

大坊地区は、幅員狭小かつ急カーブとなっており十分な視距が確保されておらず、防災点検における要対策箇所が存在するなど、安全で円滑な交通の支障となっていることから、本事業により通行危険箇所を解消するとともに、物流ルートや緊急輸送路としての機能向上を図るものです。



【平成28年台風第10号からの復旧・復興に向けて】 小烏瀬川の改良復旧工事が進んでいます！

県南広域振興局土木部遠野土木センター

遠野市を流れる一級河川小烏瀬川は、平成28年8月の台風第10号により氾濫し、床上・床下浸水26戸（県調べ）のほか、護岸決壊による国道340号等の通行止め、農地の浸水等、甚大な被害を受けました。

このことから、小烏瀬川の延長約6.5km区間においては、災害復旧に加えて河川改良を行う改良復旧事業を導入し、再度災害の防止と安全度の向上を図っています。

現在、全12工区のうち11工区が完成しており、残る1工区においても令和2年度内の完成を目指し、工事を進めています。



【復旧方針】

- ・平成28年台風第10号と同規模の降雨でも氾濫しないよう、河道掘削と築堤を実施
- ・築堤部は出来るだけ川幅を広くし、過度の河道掘削を避けることで、現況の自然環境を保護
- ・河道内の植生の回復を図るため、河岸に寄せ石し浸食を防ぐとともに、護岸天端は覆土し、コンクリート面を極力露出しない
- ・魚類や水生生物に配慮するため、みお筋を極力残すとともに、置き石により多様な環境を創出

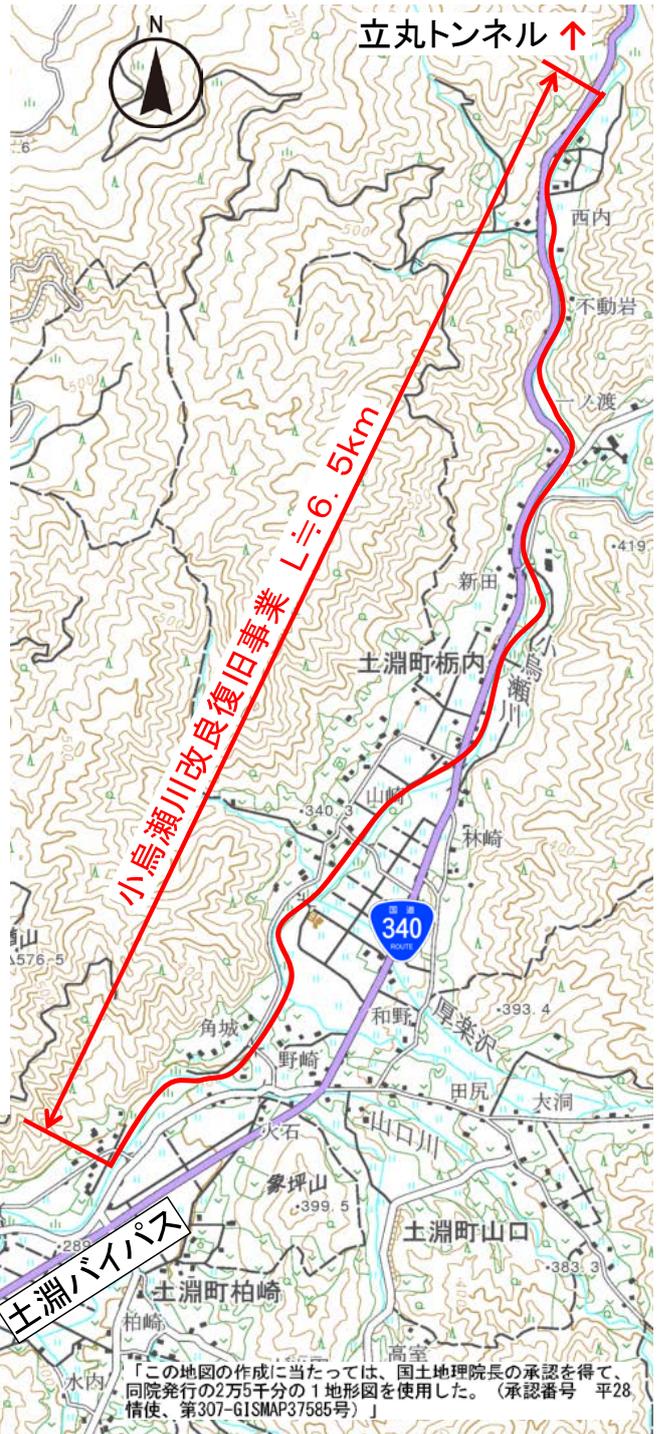
【標準断面図(築堤部)】



【施工前後比較】



【施工前後比較】



【平成28年台風第10号の土砂災害対策施設整備】 砂防堰堤工事が進められています！！

沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

平成28年台風第10号に伴う豪雨により、岩泉管内で120箇所の土砂災害が発生しました。このうち、土石流による家屋への被害が大きかった箇所や今後の出水により下流に著しい被害を与えるおそれがある箇所において砂防堰堤工事が進められています。管内の砂防堰堤工事は25箇所あり、令和2年3月末時点では、9箇所の砂防堰堤が完成しており、この度令和2年5月末に、上乙茂の沢(4)砂防堰堤が完成しました。



上乙茂の沢(4)砂防堰堤工事(岩泉町乙茂字上地内)



ドローンによる上空からの撮影！！



また、『土砂災害から身を守る』をテーマとして、岩泉町の小中学生を対象に上乙茂の沢（4）砂防堰堤工事で**出前講座（現場見学）**を実施しました。

○出前講座の主な内容○

- ・教室で講義（近年の土砂災害の傾向や避難方法について）
 - ・情報検索（土砂災害危険箇所や土砂災害警戒情報等情報収集について）
 - ・模型実験（土石流や堰堤の施設効果を再現する）
 - ・現場見学（施工中の現場に赴き見学する）
 - ・ワークショップ（土砂災害から身を守る方法を話し合う）
- ※要望に応じて適宜対応します



出前講座の参加者からは、次のような感想があり、ご好評いただきました。

- ・「模型実験では、砂防堰堤があるのとないのとでは、被害の大きさが全然違うことがわかった。」
- ・「これからは危険な箇所や避難場所をきちんと覚えたい。」
- ・「土砂災害から身を守るためには、とにかく**早めの避難が大切**だとわかった。」
- ・「大雨や災害が起こった時には、**いつ、どこに、どのような方法で逃げるか**がわかった。」

これからも地元住民の皆様の安心・安全を支えるために、管内の砂防堰堤工事の早期完成を目指していきます。

土砂災害警戒区域等の指定と防災の取組を紹介します!

【第1回】

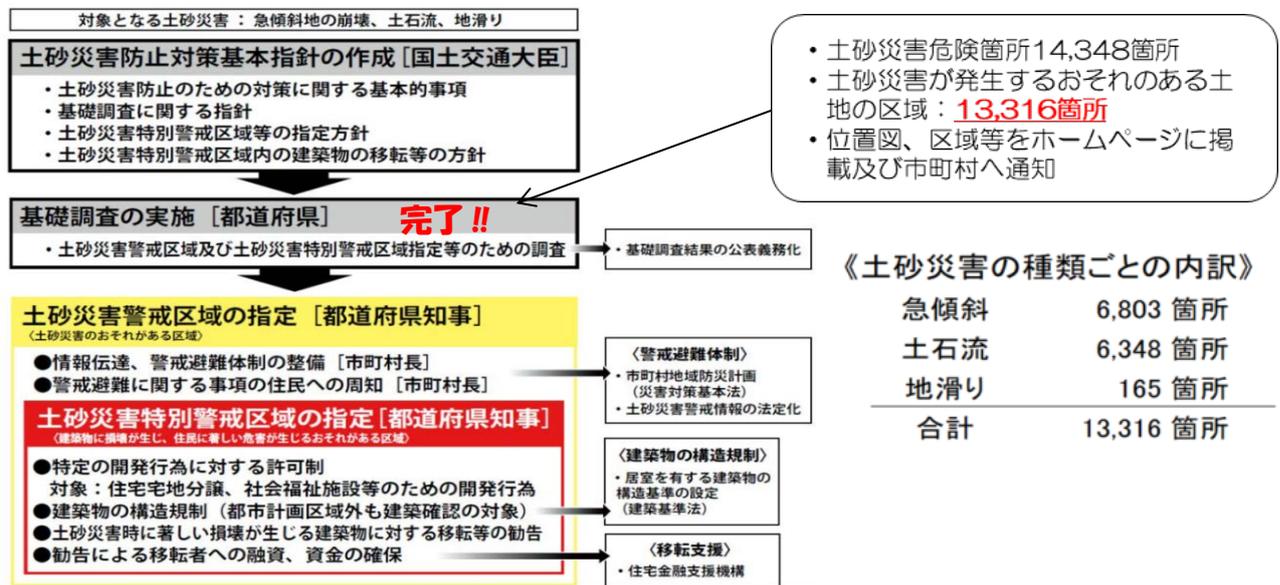
土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了しました!!

～早期の区域指定に向けた加速化の取り組み～

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に必要な**基礎調査結果**について、**令和2年3月末に全ての箇所公表が完了**しました。土砂災害危険箇所 14,348 箇所の基礎調査を実施した結果、地形要件等の理由から、**土砂災害が発生するおそれのある土地の区域**(土砂災害警戒区域等に相当する範囲)は**13,316 箇所**となりました。

県内の**令和2年5月末時点の土砂災害警戒区域等の指定状況**は、13,316 箇所に対し**8,116 箇所(指定率 60.9%)**となっています。

土砂災害警戒区域等の指定までの流れ



早期の区域指定に向けた加速化の取り組み

土砂災害に対する**住民等の理解を深めるとともに、土砂災害警戒区域や警戒避難体制の認知度の向上を図るため、早期の土砂災害警戒区域等の指定が重要**となります。引き続き市町村と連携し「オープンハウス方式」による説明会のほか、新たな「資料郵送方式」による説明を導入するなど、指定の加速化に取り組んでいきます。

■「オープンハウス方式」による説明会

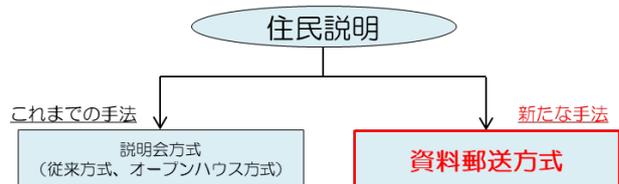


(令和元年9月 陸前高田市 矢作町 大船渡土木管内)

－「オープンハウス方式」の主な特徴－

- ◇ 開催時間中、都合の良い時間に随時来場していただく。(半日単位で開催。参加率の向上)
- ◇ 来場者ごとに、担当職員が個別に説明を行う。(参加者から質問や意見を出しづらい状況の解消。対話の活発化。理解度の向上。)
- ◇ 一度に多くの箇所の説明を行うことが可能。

■新たな手法による説明



－「資料郵送方式」の主な特徴－

- ◇ 資料を住民に直接郵送することにより説明。(区域調査、土砂災害防止法に関するパンフレット・DVD)
- ◇ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策となる。

土砂災害対策に関するお問い合わせ

場 所： 県庁7階 砂防災課 (砂防担当)
電 話： 019-629-5922・5923 F A X： 019-629-9140
E-mail: AG0006@pref.iwate.jp

【岩手×東京 花のみちプロジェクト】 地域の皆さんと花の定植会を行いました!!

沿岸広域振興局土木部

沿岸広域振興局土木部では、東日本大震災津波の直後から復旧・復興の繋がり・絆により東京都から継続的に応援職員を派遣いただいているところです。このプロジェクトは平成26年度から東京都及び（公財）東京都道路整備保全公社と連携し、復興支援への感謝を伝え、被災地の今を情報発信することを目的に実施し、今年で7年目となります。

○ 花の定植活動

地域団体との協働により、国道283号、県道釜石港線における釜石駅から中心市街地までのメインストリートにおいて花の定植会を行いました。

【取組内容】

	会場	開催日	協力団体、参加人数
1	釜石市大町 (釜石港線沿線)	6月3日(水)	大町町内会：27名 青葉花っこの会：7名
2	釜石市大渡町 (釜石港線沿線・大渡橋)	6月14日(日)	大渡町内会：36名

【実施状況】



[釜石市大町]



[釜石市青葉花っこの会]



[釜石市大渡町]



[ハンギングバスケット設置状況(大渡橋)]

河川水難事故防止のお知らせ！！

～急な河川の増水に備えて～

河川課

昨今、ゲリラ豪雨と言われる**急激な大雨**の影響により、**河川の水位が急激に上昇**し、**水難事故に至る**ケースが数多く発生しています。河川での楽しい釣りや水遊び、キャンプなども、時には急な増水で水難事故につながる可能性があります。このため、川で遊ぶ際には次の項目に気をつけて遊ぶようにしましょう。

川に行く前に

- 必ず**天気や川の情報をチェック**しましょう。
- 活動に合った服装を選びましょう。
- 川に入る場合は、**ライフジャケットを準備**しましょう。

川に着いたら

- 川に関する看板があれば確認しましょう。
- 川に入る場合は、**ライフジャケットを身に付け**ましょう。
- 川に行くときは、**子供だけで行かせず、必ず大人も一緒**に行きましょう。
- 川の流が速い場所、深くて底が見えない場所、草が生い茂った場所、工事中的場所などは危ないので近づかないようにしましょう。
- 川のリアルタイムな情報を確認し、**上流の状況についても把握**しましょう。



こんな場所は危険！

- 川原は増水時に川底になります。特に**中州では増水した際に取り残される**可能性があります。

避難しましょう！

- **増水の兆候**があったり、**警報**が鳴ったら**直ちに避難**しましょう。
- パトロールの人たちや警察・消防・河川管理者の注意には必ず従いましょう。

こんな時はすぐに避難を！！

- 川の上流の空に**黒い雲**が見えたとき。
 - **雨が降り始めた**ときや**雷が聞こえた**とき。
 - **山鳴り**（山全体がうなっているような音）がする。
 - **水かさが増え、水が濁**ったり、流木や落ち葉、**ゴミなどが流れてくる**。
 - **雨が降っているのに、水かさが減**っている。
 - **腐った土や火薬**のようなにおいがする。
- ※雨が降っても橋の下では絶対に雨宿りをしないでください。

天気や川の流れに十分注意し、楽しく遊みましょう！！